

議案第 27 号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により準用される同条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 24 年 3 月 5 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中4.の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道の改良（湯谷、高橋ほか3カ所）	町
	(4) 消防施設	防火水槽等水利整備	町
		消防車両整備 消防積載車・小型動力ポンプ整備事業	町
		消防車両整備負担金	広域連合
		消防救急無線デジタル化事業負担金	広域連合
		消防緊急通信指令室建設事業負担金	広域連合
		消防緊急通信指令室装置整備事業負担金	広域連合